

はじめに

昨今、年金に関する書物は数多く出版されていますが、1冊の本ですべての制度を網羅しているものは、皆無といっても過言ではありません。

年金の勉強をするためには、たくさんの本を読む必要があります。このため、本書は、日頃の疑問が1冊の本で片付くようにコンパクトにまとめました。

社会保険労務士の業務の一つに年金相談業務がありますが、年金相談は、受験時に勉強しなかった旧法や過去の共済年金などこれまでの年金制度全体に加え、最近改正が行われた被用者年金の一元化や、10年期間短縮年金など、過去から今日までの制度、そしてこれらの制度が複雑に絡み合うスケールの大きいものとなっています。

改正が毎年のように行われ、年金を勉強すればするほど、さらに学習が必要と思われ知らされる、それが我が国の公的年金制度です。年を取ったとき、病気や障害になったとき、一家の大黒柱が死亡したとき、頼りになるのは公的年金です。

本書は、今日までの公的年金のしくみから、国民年金と厚生年金の最新の改正を取り入れています。また、年金相談に必要なツールも併せて豊富に用意し、目線を海外にまで向けていて、年金相談に携わる方や、年金の知識を習得されたい方に対して最適な内容となっています。

初版から23年目となった実績のある本書、「年金相談標準ハンドブック」の最新版を今年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

令和5年5月吉日

特定社会保険労務士 佐竹康男
特定社会保険労務士 井村丈夫

目次

はじめに.....	1
これで完璧 年金相談に便利 巻頭資料	15
第1章 これで完璧 被保険者・保険料等の知識	
I 国民年金の被保険者	98
1 被保険者にはどんな種類がありますか(国民年金の被保険者)	98
2 被保険者に関する届出	114
II 厚生年金の被保険者	116
1 厚生年金の被保険者(当然被保険者等)	116
2 任意単独被保険者	122
3 高齢任意加入被保険者	122
4 第4種被保険者(任意継続被保険者)	123
III 共済組合から厚生年金への資格取得	126
IV 保険料	127
1 国民年金の保険料	127
2 厚生年金の保険料	144
3 共済組合等の保険料	149
V 年金の加入期間、支払月、未支給年金等	150
1 加入期間(被保険者期間)の計算	150
2 年金振込通知書(年金支払通知書)、年金改定通知書等	152
3 年金額の端数処理	152
4 年金はいつからいつまで受給できますか	153
5 年金の内払い調整	153
6 死亡の推定	155
7 未支給年金	155
VI 加入記録や年金額を知りたい人、その他	157
1 ねんきんネット	157
2 50歳以上の人への年金見込額の情報提供	159
3 ねんきん定期便	159
4 年金請求書の送付	160
5 住民基本台帳での生存確認	161
6 その他	161
7 年金記録問題	163

8	5年の消滅時効の撤廃（年金時効特例法・平成19年7月6日施行）	166
9	厚生年金特例法（平成19年12月19日施行）	173
10	審査請求（不服申立て）について	174
11	年金確保支援法（平成23年8月10日公布）	175
12	年金機能強化法（平成24年8月22日公布）による受給資格期間短縮	177
13	マイナンバー制度「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」（平成25年5月31日公布）	178
14	年金生活者支援給付金制度「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」（令和元年10月1日施行）	182
15	厚生年金基金制度の見直し（平成25年6月26日公布）	192
16	事務処理誤り等に関する特例保険料の納付等の制度の創設（平成28年4月1日施行）	193
17	特定付加保険料の納付（平成28年4月1日施行）	196
18	その他年金個人情報目的外利用・提供の範囲を明確化	197
19	性同一性障害者に対する年金の適用について	197
20	年金制度改正（年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律）の主な内容（原則令和4年4月1日施行）	203

第2章 これで完璧 老齢基礎年金の知識

I	受給資格と支給開始	212
1	老齢基礎年金は何年加入したら受給できますか、またいつから受給できますか(受給要件)	212
2	保険料納付済期間とはどんな期間をいうのですか	213
3	保険料免除期間にはどんな種類があるのですか	214
4	合算対象期間とはどんな期間をいうのですか	215
5	老齢基礎年金の受給資格期間に算入されない主なもの	219
6	受給資格期間短縮の特例は遺族給付の要件として引き継がれる	219
7	沖縄に住んでいた人（沖縄特例）	221
8	中国残留邦人に対する支援策	222
9	北朝鮮に拉致された人及びその家族に対する国民年金の扱い	224
II	老齢基礎年金の年金額	225
1	老齢基礎年金はいくら受給できますか（年金額）	225
2	付加年金とはどんな年金ですか	231
III	繰上げ支給・繰下げ支給	233
1	老齢基礎年金の繰上げ支給	233
2	老齢基礎年金の繰下げ支給	237
IV	振替加算	242
1	振替加算の加算条件	242
2	配偶者加給年金額の対象者でなくても、振替加算の対象となる人もいる	243
3	被用者年金一元化に伴う加給年金額と振替加算の経過措置	244

4	振替加算の例	245
5	各号加入期間を有している人の一連の加給年金額と振替加算の要件	250
6	振替加算が行われない場合	253

第3章 これで完璧 老齢厚生年金の知識

I	60歳台前半の老齢厚生年金のしくみ	256
1	特別支給の老齢厚生年金	256
2	年金額の計算方法	268
3	雇用保険と年金はどんな場合に調整されるのですか（雇用保険との調整）	289
4	在職老齢年金のしくみ	294
5	在職老齢年金と雇用保険の高年齢雇用継続給付との調整	309
6	支給開始年齢引上げ前の繰上げはどのようになりますか	314
7	支給開始年齢引上げ後の老齢基礎年金と老齢厚生年金	319
8	退職したとき、年金額はいつ改定されるのですか（退職時の年金額改定）	327
9	退職一時金の返還	330
10	厚生年金基金について	330
II	65歳以降の老齢厚生年金	333
1	老齢厚生年金の受給要件（受給要件）	333
2	年金額の計算方法（年金額の計算式）	334
3	被保険者資格は70歳になるまで	338
4	65歳以降の在職老齢年金のしくみ	339
5	老齢厚生年金の支給繰下げ	345
6	老齢厚生年金の改定	355
III	旧適用法人の厚生年金	358
1	旧適用法人で、退職共済年金（旧退職年金等）を受給する人	358
2	職域加算は、どこから支給されますか	359
3	平均標準報酬月額の出し方	359
4	厚生年金の加入期間とみなされる期間	359
5	障害給付はどのようになりますか	360
6	遺族給付はどのようになりますか	360
7	統合後の流れ	361
IV	旧農林年金の厚生年金	363
1	退職共済年金は、どこから支給されますか	363
2	職域加算は、どこから支給されますか	363
3	平均標準報酬月額の出し方と従前額の保障	365
4	どのような人が厚生年金の被保険者となるのですか	365
5	旧農林年金の組合員と厚生年金の被保険者には、どんな違いがありますか	366
6	いままで加入した旧組合員の期間は、どうなりますか	366

7	保険料率	367
8	障害給付はどのようになりますか	367
9	遺族給付はどのようになりますか	368
10	統合後の事務手続先	370
11	特例老齢農林一時金	370
V 老齢厚生年金その他		374
1	旧令共済組合員期間を有する人の老齢厚生年金	374
2	特例老齢年金とはどんな年金ですか	375
3	特例遺族年金とはどんな年金ですか	375
4	戦時加算	376
5	沖縄に住んでいた人(厚生年金の沖縄特例)	377
6	老齢厚生年金はいつまで支給されますか(失権)	378
7	恩給期間給付の引下げ(平成25年8月1日施行)	379
第4章 これで完璧 一元化前の退職共済年金と一元化後の退職等年金給付		
I 60歳台前半の退職共済年金(一元化前)		382
1	退職共済年金はどんなとき支給できますか(支給要件)	382
2	特別支給の退職共済年金の支給開始はいつからですか(支給開始年齢)	385
3	特別支給の退職共済年金の計算方法	390
4	平均標準報酬(月)額の出し方	394
5	雇用保険との調整(基本手当との調整)	397
6	在職したときの支給停止のしくみ(在職退職年金)	397
7	どんな場合に所得制限が行われたのですか	398
8	在職退職年金と雇用保険の高年齢雇用継続給付との調整	400
9	みなし従前額の保障とはどんな保障でしたか	400
10	老齢基礎年金の支給線上げを受給した場合、退職共済年金の在職支給停止はどのようになっていましたか	402
11	昔受けた退職一時金はどのような場合に返還が必要なのですか(既給退職一時金の返還)	403
II 65歳以降の退職共済年金		409
1	退職共済年金の支給要件(支給要件)	409
2	退職共済年金の計算方法(年金額の計算式)	410
3	長期組合員資格はいつまで続くのですか	411
4	65歳以降の在職者に対する在職退職年金のしくみ(在職退職年金)	411
5	退職共済年金の支給線下げ	412
III 新旧の扱い		415
1	共済年金の新旧制度はそれぞれどのような人が対象となりますか	415
2	過去に長期組合員期間のある人が、再就職した場合の退職共済年金(退職年金)はどのようになりますか	416
IV 退職等年金給付(年金払い退職給付)		418

第5章

これで完璧 旧老齢・退職年金の知識

I 国民年金被保険者の適用範囲の推移	428
II 旧制度の適用者	430
1 旧制度が適用になるのはどんな人ですか	430
2 旧制度の給付には、どんなものがありますか	431
III 旧国民年金の老齢年金	432
1 老齢年金	432
2 支給開始年齢と繰上げ支給・繰下げ支給	434
3 10年年金、5年年金	434
4 その他の老齢年金	436
IV 旧厚生年金の老齢年金	439
1 老齢年金はどんなとき受給できますか(受給要件)	439
2 年金額の計算方法(年金額)	439
V 旧共済組合の退職年金	441
1 退職年金はどんなとき受給できますか(受給要件)	441
2 退職年金の受給要件となる20年の特例(期間短縮特例)	442
3 退職年金の計算方法(年金額)	442
4 通年方式への切替え	443
5 特例退職年金	444
6 退職年金その他	445
VI 通算年金とは	450
1 通算対象期間	450
2 通算対象期間の計算方法	452
3 受給資格期間の特例	453
VII 国民年金の通算老齢年金	455
1 通算老齢年金はどんなとき受給できますか(受給要件)	455
2 年金額の計算方法(年金額)	457
VIII 厚生年金の通算老齢年金	458
1 通算老齢年金はどんなとき受給できますか(受給要件)	458
2 通算老齢年金はいつから、いくら受給できますか(支給開始年齢、年金額の計算方法)	458
IX 旧共済組合の通算退職年金	459
1 通算退職年金はどんなとき受給できますか(受給要件)	459
2 通算退職年金はいつから受給できますか(支給開始年齢)	459
3 年金額の計算方法(年金額)	460

第6章 これですべて 障害給付の知識

I 障害基礎年金	462
1 障害基礎年金はどんなとき受給できますか(受給要件)	462
2 事後重症制度(障害認定日後に障害が重くなったとき)	469
3 基準障害	470
4 20歳前に初診日のある障害基礎年金(まだ国民年金に加入していない間(20歳前)の病気・ケガ)	470
5 障害基礎年金はいくら受給できますか(年金額)	472
6 障害の程度が変わった場合の年金額の改定	476
7 旧制度では障害年金が受給できなかった人も、障害基礎年金が受給できる	477
8 障害基礎年金はいつまで受給できますか	478
9 65歳からの供給方法	480
II 障害厚生年金	484
1 障害厚生年金はどんなとき受給できますか(受給要件)	484
2 事後重症制度	487
3 複数障害がある場合	487
4 被用者年金の一元化によるその他の経過措置	488
5 年金額の計算方法(年金額)	490
6 障害厚生年金の年金額が改定される場合とは	497
7 障害厚生年金はいつまで受給できますか	499
III 障害手当金	503
1 障害手当金はどんなとき受給できますか(受給要件)	503
2 障害手当金はいくら受給できますか(支給額)	503
3 障害手当金が受給できないのは(支給の調整)	504
4 被用者年金の一元化後の障害手当金	504
IV 一元化前の障害共済年金	506
1 障害共済年金はどんなとき受給できますか(受給要件)	506
2 障害共済年金はいくら受給できますか(年金額)	507
3 障害共済年金の在職支給停止(在職障害年金)	511
4 障害共済年金の所得制限	511
5 事後重症制度等	511
6 厚生年金と共済年金はどのように併合認定されるのですか	512
7 公務外と公務上(通勤途上)の障害はどのように併合認定されるのですか	512
8 失 権	513
V 昭和60年改正前障害年金の歴史	514
1 国民年金	514
2 厚生年金	517

第7章 これで完璧 遺族給付の知識

I 遺族基礎年金	520
1 遺族基礎年金はどんなとき受給できますか(受給要件)	520
2 遺族基礎年金はいくら受給できますか(年金額)	522
3 遺族基礎年金はいつまで受給できますか	523
4 遺族基礎年金はどんなとき支給停止されるのですか(支給停止)	525
II 寡婦年金	528
1 寡婦年金はどんなとき受給できますか(受給要件)	528
2 寡婦年金はいつからいつまで受給できますか(支給期間)	529
3 寡婦年金はいくら受給できますか(年金額)	529
4 寡婦年金が受給できなくなるのはどんなときですか(失権)	529
5 寡婦年金はどんなとき支給停止されるのですか(支給停止)	530
III 死亡一時金	531
1 死亡一時金はどんなとき受給できますか(受給要件)	531
2 死亡一時金はどんな人が受給できますか(遺族の範囲と順位)	532
3 死亡一時金はいくら受給できますか(支給額)	532
4 死亡一時金が支給されない場合(支給の調整)	533
IV 遺族厚生年金	535
1 遺族厚生年金はどんなとき受給できますか(受給要件)	535
2 遺族厚生年金はどんな遺族が受給できますか(遺族厚生年金の受給権者となる遺族)	537
3 遺族厚生年金はいくら受給できますか(年金額)	540
4 被用者年金一元化に伴う、各号加入期間を有している人の死亡による遺族給付	552
5 遺族厚生年金はいつまで受給できますか(失権)	559
6 遺族厚生年金はどんなとき支給停止されるのですか(支給停止)	561
7 遺族厚生年金の併給調整	563
8 特例遺族年金とはどんな年金ですか	564
V 一元化前の遺族共済年金	565
1 遺族共済年金はどんなとき受給できますか(受給要件)	565
2 遺族共済年金はどんな遺族が受給できますか(受給権者となる遺族)	566
3 遺族共済年金の額	568

第8章 これで完璧 旧制度の遺族年金の知識

I 旧厚生年金の遺族年金	580
1 遺族年金	580
2 通算遺族年金	583
II 共済組合の旧遺族年金	585

1	公務外死亡の遺族年金	585
2	通算遺族年金	589
Ⅲ	扶助料（恩給法）	591
1	扶助料の種類	591
2	傷病者遺族特別年金	592
3	どのような扶助料が受給できますか	592
4	どのような遺族が受給できますか	593
5	受給権の発生と転給	595
6	扶助料の額	596
7	傷病者遺族特別年金の額	597

第9章 これて完璧 その他の一時金の知識

I	脱退手当金・脱退一時金	602
1	厚生年金の脱退手当金	602
2	脱退一時金	606
3	特別一時金	611

第10章 これて完璧 離婚時の年金分割の知識

I	離婚時の年金分割	614
1	年金分割（合意分割と3号分割）	614
2	平成19年4月から実施された離婚時の年金分割（合意分割）	616
3	平成20年4月から実施された離婚時の年金分割（3号分割）	643

第11章 これて完璧 併給の調整

I	同一制度内の併給調整	654
II	他制度間の併給調整	656
1	新制度間の原則的な併給調整	656
2	老齢・退職給付どうしの併給調整	657
Ⅲ	遺族給付の併給調整	659
1	65歳前の併給調整	659
2	65歳以降の併給調整	659
3	被用者年金制度間の遺族給付の併給調整	661
4	旧遺族給付受給者が、新制度の老齢給付を受給する場合	662
5	旧老齢給付受給者が、65歳以降新制度の遺族給付を受給する場合	663

IV 障害給付の併給調整その1	665
1 併合認定の例	665
2 受給権者の障害の程度が増進したことによる1年以内に改定請求が可能なもの	672
3 基準障害の例	675
4 新旧の障害の例	676
V 障害給付の併給調整その2	677
1 65歳からの障害基礎年金の併給	677
2 障害状態の加給年金額(加算額)	677
3 障害基礎年金と遺族厚生年金の併給の注意点	678
4 障害状態の基本	678
VI 公的年金制度以外の制度との併給調整	680
1 労働者災害補償保険との調整	680
2 健康保険の傷病手当金との調整	681
VII 旧制度どうしの併給調整(参考)	683
VIII 受給権者の申出による支給停止	685

第12章 これで完璧 年金と税金の知識

I 年金と税金の知識	688
1 所得税の対象となる年金	688
2 税金はいつ徴収されるのですか	689
3 税額の求め方	689
4 扶養親族等申告書の提出について	694
5 年金受給者はどんな場合に確定申告が必要ですか	694
6 源泉徴収票の送付	697

第13章 これで完璧 国際編

I 社会保障協定	700
1 社会保障協定	700
2 被保険者資格(資格取得及び喪失)はどうなりますか	701
3 国民年金、厚生年金の受給要件の特例	703
4 年金額の計算方法	705
5 2以上の被用者年金制度に加入した期間を有する人の給付の調整	709
6 不服申立て	709
7 施行期日	710
II 各国との社会保障協定	711
1 日独社会保障協定	711

Contents

2	日英社会保障協定	722
3	日韓社会保障協定	725
4	日米社会保障協定	727
5	日白(ベルギー)社会保障協定	735
6	日仏社会保障協定	740
7	日加(カナダ)社会保障協定	745
8	日豪(オーストラリア)社会保障協定	746
9	日蘭(オランダ)社会保障協定	748
10	日チェコ社会保障協定	749
11	日スペイン社会保障協定	750
12	日アイルランド社会保障協定	752
13	日ブラジル社会保障協定	753
14	日スイス社会保障協定	754
15	日ハンガリー社会保障協定	755
16	日インド社会保障協定	756
17	日ルクセンブルク社会保障協定	757
18	日フィリピン社会保障協定	758
19	日スロバキア社会保障協定	759
20	日中社会保障協定	760
21	日フィンランド社会保障協定	762
22	日スウェーデン社会保障協定	764

索引	768
----	-----

凡 例

本書で使用する法令	法令名（通）称
国年法	国民年金法
国年法附	国民年金法附則
国年令	国民年金法施行令
国年令改正前	現行の改正直前の国民年金法施行令
国基令	国民年金基金令
厚年法	厚生年金保険法
厚年法附	厚生年金保険法附則
厚年令	厚生年金保険法施行令
国年改定令	国民年金法による改定率の改定等に関する政令
厚年則	厚生年金保険法施行規則
44改附	昭和44年改正法附則
60改附	昭和60年改正法附則（国年・厚年共通）
元改附	平成元年改正法附則（国年・厚年共通）
6改附	平成6年改正法附則（国年・厚年共通）
8改附	平成8年改正法附則（国年・厚年共通）
12改附	平成12年改正法附則（国年・厚年共通）
13改附	平成13年改正法附則（国年・厚年共通）
16改附	平成16年改正法附則（国年・厚年共通）
中国残留邦人支援法	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律30）
北朝鮮被害者支援法 施行令	北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令（平成14年政令407）
61措令	国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令54）
6措令	国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成6年政令348）
9措令	厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成9年政令85）
12・14・15措令	平成12年度、平成14年度及び平成15年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度の改正に伴う経過措置に関する政令（平成12年政令180）
16・17・19・20措令	平成16年度、平成17年度、平成19年度及び平成20年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令
移行農林措令	移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成14年政令44）
沖縄特別措置法	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和46年法律129）
沖縄令	沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年政令108）
旧国共法	一元化改正前の国家公務員共済組合法
旧国共施行法	一元化改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法
旧国共法附	一元化改正前の国家公務員共済組合法附則

本書で使用している法令	法令名（通）称
旧国共法60改附	一元化改正前の昭和60年改正法附則（国家公務員共済）
旧国共法12改附	一元化改正前の平成12年改正法附則（国家公務員共済）
旧国共法16改附	一元化改正前の平成16年改正法附則（国家公務員共済）
旧国共令	一元化改正前の国家公務員共済組合法施行令
旧国共法61措令	一元化改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令56）
旧国共改定令	一元化改正前の国家公務員共済組合法による再評価率の改定等に関する政令
旧地共法	一元化改正前の地方公務員等共済組合法
旧地共施行法	一元化改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法
旧地共法附	一元化改正前の地方公務員等共済組合法附則
旧地共法60改附	一元化改正前の昭和60年改正法附則（地方公務員等共済）
旧私共法	一元化改正前の私立学校教職員共済法
旧私共法12改附	一元化改正前の平成12年改正法附則（私立学校教職員共済）
旧私共令	一元化改正前の私立学校教職員共済法施行令
24一元化法附	被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則
農共廃止法	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法等の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律
雇保法	雇用保険法
健保法	健康保険法
労災令	労働者災害補償保険法施行令
改善法	政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律
特定障害法	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律
時効特例法	年金時効特例法（厚生年金保険法の保険給付及び国民年金給付に係る時効の特例等に関する法律）
保障特例法	社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律
性同一性障害特例法	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律
支援給付金法	年金生活者支援給付金の支給に関する法律
支援給付金令	年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令

旧法関係	
旧船保法	(旧) 船員保険法
旧国年法	(旧) 国民年金法
旧厚年法	(旧) 厚生年金保険法
60改正前国共法	国家公務員等共済組合法（昭和60年改正前）
旧農林法	(旧) 農林漁業団体職員共済組合法
旧通則法	(旧) 通算年金通則法

読み方(例)	
1…条 ①…項 ……号	
厚年法44④二	→ 厚生年金保険法第44条第4項第2号
60改附8⑤四の二	→ 昭和60年改正法附則第8条第5項第4号の2

これで **完璧**

年金相談に便利 巻頭資料

年金相談の心得

年金は受給できるかできないか。受給できるとしたらどのような年金か。年金はいつ受給できるか。年金はいくらになるか。繰り上げたほうがよいか繰り下げたほうがよいか。在職したら年金はいくらくらい減らされるか。雇用保険とはどのように調整されるのか。年金請求書の書き方は？ 添付書類は？ 手続きはどうしたらよいか。ねんきん定期便、年金証書、年金額改定通知書の年金額について知りたい等、年金相談は千差万別です。

男性の特別支給の老齢厚生年金は、報酬比例部分の支給開始年齢引上げの途中です。また、女性は男性より5年遅れで引上げが行われることになっていますが、すでに船員・坑内員、長期特例及び障害者特例を除き定額部分の支給は終了しています。

また、被用者年金一元化による、共済年金加入期間が含まれる受給資格期間、在職支給停止、繰上げ、繰下げなどの相談にも対応する必要があります。

60歳台は、年金を交えた多岐にわたる人生の選択肢があります。どのような相談があっても、納得して選んでいただけるような的確な材料を提供しなければなりません。老齢はもとより、障害や遺族の受給要件をしっかりと身に付け、老齢との複雑な関係を理解しておく必要があります。

年金は、毎年様々な改正が行われます。老齢給付の受給資格期間が10年に短縮されてから6年を経過した現在も、短時間労働者の適用拡大、老齢年金受給開始時期の選択肢の拡大、在職支給停止の改善、在職定時改定など、改正は留まることがありません。

また、障害年金に関しては、障害認定基準や諸手続の見直しが図られています。

相談のテクニックは、経験を積むごとに生まれてくるものです。初めて相談席に座ることとなった相談員は、多少不安になるかもしれません。しかし、年金相談の知識とテクニックは別のものであり、最初からポイントをしっかりと押さえておけば、特に慌てることもないと思います。

そこで巻頭では、このような年金相談に携わる人に、どんな資料があれば便利かを考え、編集作成したものを用意しました。是非ご活用ください。



目 次

◎	年金改正のタイムテーブル	20
1-1	老齡基礎年金・老齡厚生年金・遺族厚生年金 早見表 (令和5年度)	26
1-2	物価(賃金)スライドの推移	27
1-3	令和5年度の年金額一覧	28
2	老齡厚生年金の支給開始年齢の引上げスケジュール	29
3	年号表	30
4	(一般)厚生年金被保険者・標準報酬月額等級・保険料表 (第1種被保険者・第2種被保険者)	31
5	振替加算率 228,700円(68歳以上の人は228,100円)×率	32
6	支給開始年齢早見表(老齡厚生年金の公務員・私学用)	32
7	在職老齡年金計算シート	33
8	在職老齡年金早見表	34
9-1	支給繰上げ・支給繰下げ表(昭和16年4月1日以前生まれの人)	36
9-2	老齡基礎年金の全部支給繰上げ	36
9-3	老齡基礎年金の支給繰下げ	37
9-4	老齡基礎年金の一部支給繰上げと繰上げ調整額	37

10	高年齢雇用継続給付受給における在職老齢年金支給停止率	41
11	一般厚年標準報酬（月）額の再評価率（令和5年度）	42
12-1	一般厚生年金保険料率の推移	44
12-2	旧適用法人・旧農林年金の厚生年金保険料率表	46
12-3	厚生年金基金免除保険料率（加入事業所の例）	46
13-1	国民年金保険料の推移	47
13-2	国民年金保険料の変遷	48
13-3	追納に係る加算率と金額	49
14-1	物価（賃金）スライド率、年金額及び加算額の推移	50
14-2	配偶者特別加算額の推移	51
15	障害等級表	52
16	年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）	56
17	年金請求時に必要な添付書類等	70
18	年金受給後に必要な主な手続き	73
19	納付記録のコードとその内容	78
20	被保険者記録照会回答票（資格画面）	79

21-1 国民年金・厚生年金保険年金証書・支給額変更通知書等	81
21-2 年金支払通知書	85
21-3 ねんきん定期便	87
22-1 4桁の年金コードとは	88
22-2 年金コード (年金種別)	88
22-3 新旧制度	89
22-4 一元化後の年金コード	89
22-5 共済組合課所符号一覧	89
23 年金相談票	90
24 電話帳	91
25 年金額の改定とマクロ経済スライド	92

●年金改正のタイムテーブル

実施時期		内 容
昭61年	4月	<ul style="list-style-type: none"> ・新制度創設 ・国民年金は第1号被保険者、第2号被保険者、第3号被保険者に区分 ・老齢基礎年金・老齢厚生年金65歳から支給 ・特別支給の老齢厚生年金60歳（女子、船員・坑内員55歳）以降退職するか、在職老齢年金が支給されるとき受給権を取得（平成7年3月まで実施） ・特別支給の老齢厚生年金、女子、船員・坑内員は段階的に支給開始年齢を引上げ ・老齢厚生年金支給繰下げ制度創設 ・65歳になるまでの在職支給停止で標準報酬月額を3つに区分し実施（平成元年11月まで実施） ・加給年金額に振替加算制度創設 ・国民年金60歳から65歳になるまでの間、任意加入制度創設 ・厚生年金当然被保険者65歳で失権
平元年	4月	<ul style="list-style-type: none"> ・老齢基礎年金の改善 満額60万円 → 666,000円 ・消費税3%
	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・標準報酬の改定（6.8万円～47万円 → 8万円～53万円）（第4種・船員任意継続平成2年1月改定） ・在職支給停止の改善 1000分の80から1000分の20までの7段階に ・障害給付にその他障害創設
平2年	2月	<ul style="list-style-type: none"> ・年金支払い回数の改善 2月、5月、8月、11月の年4回を、2月、4月、6月、8月、10月、12月の年6回に（老齢福祉年金は、年3回 4月、8月、12月）
	4月	<ul style="list-style-type: none"> ・完全物価スライド制の導入（それまでは年平均が5%以上で改定、実務上は実施済）
平3年	4月	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の国民年金強制加入制度導入（それまでは任意加入） ・国民年金基金の創設
平6年	10月	<ul style="list-style-type: none"> ・標準報酬月額の再評価の方法を改善 ・老齢基礎年金の改善 満額666,000円 → 780,000円 ・老齢基礎年金、厚生年金の被保険者である間支給停止しない（昭和16年4月2日以後生まれ）
	11月	<ul style="list-style-type: none"> ・生計維持認定基準の変更 年収600万円 → 年収850万円へ ・障害給付失権時期の改善 3級程度の障害に該当しなくなって3年経過で失権を、65歳失権制度に改善 ・旧障害年金が受けられない人でも、新制度要件を満たしていれば障害基礎年金を支給（所得制限あり） ・直近1年納付要件、平成7年3月までを平成18年3月までに延長 ・死亡一時金 10万円～20万円の4区分を、12万円～32万円の6区分に改善 ・標準報酬の改定（92,000円～590,000円）
平7年	4月	<ul style="list-style-type: none"> ・年金受給権の確保 国民年金に高齢任意加入制度創設（65歳～70歳到達） ・～平9年3月 第3号被保険者の特例届出期間 ・老齢厚生年金受給権発生の考え方を改善 在職中でも受給権発生 60歳未満の女子、坑内員・船員も在職中でも受給権発生、併せて在職支給停止制度導入 ・在職支給停止の計算方法の変更 2割停止、標準報酬月額と8割の年金月額合計が22万円を超える場合は、超えた額の2分の1を停止、標準報酬月額が34万円を超える場合は、超える分だけ支給停止（昭和10年4月1日以前生れは、改正前の方式を保障）

実施時期		内 容
平7年	4月	<ul style="list-style-type: none"> 遺族厚生（共済）年金の改善 遺族厚生年金の3分の2と老齢厚生年金の2分の1を併給 子に対する要件が、18歳に達した日の属する年度末まで期間を延長 育児休業期間中の厚生年金保険料免除制度の創設（事業主も免除されるようになったのは、平成12年4月から） 短期在留外国人に対して、脱退一時金を支給 賞与から特別保険料1%を徴収
	8月	<ul style="list-style-type: none"> 20歳未満初診日の障害基礎年金の所得制限2段階に
平8年	4月	<ul style="list-style-type: none"> 厚生年金基金免除保険料率の改善 1000分の35から7段階に 遺族厚生年金が支給される夫、父母、祖父母に対する障害等級1級・2級の要件が廃止 中国在留邦人の在留期間を保険料免除期間に（明治44年4月2日以後生まれ）
	6月	<ul style="list-style-type: none"> 60歳定年後継続雇用される人に、使用関係がいったん中断した取扱いを任意で行う。
平9年	1月	<ul style="list-style-type: none"> 基礎年金番号制度導入
	4月	<ul style="list-style-type: none"> 旧三共済（JR、JT、NTT）厚生年金へ統合 ・消費税5%
平10年	4月	<ul style="list-style-type: none"> 雇用保険法による給付との調整制度創設（失業給付・高齢雇用継続給付）平成10年4月以後老齢厚生年金の受給権を取得した人に適用
平12年	4月	<ul style="list-style-type: none"> 国民年金保険料、学生納付特例制度創設 育児休業期間中の厚生年金保険料免除を事業主負担分にも適用 年金額の5%適正化 100分の7.5を1000分の7.125に ただし従前額を保障 在職支給停止の基準を34万円から37万円に 長期加入の条件を45年から44年に 平成6年改正において、老齢厚生年金の支給開始年齢引上げに合わせ、長期加入の条件を45年とされていたもの
	10月	<ul style="list-style-type: none"> 標準報酬の改定（98,000円～620,000円） 繰上げ支給、繰下げ支給の減額率、加算率の改定（昭和16年4月2日生まれから改定）
平13年	4月	<ul style="list-style-type: none"> 60歳台前半の老齢厚生年金の支給開始年齢引上げ 障害者・長期加入者の特例の年金給付を創設 坑内員・船員の支給開始年齢の引上げ（55歳から60歳へ） 報酬比例部分相当（部分年金）と老齢基礎年金の繰上げ支給との併給 老齢基礎年金一部繰上げ制度の創設
平14年	4月	<ul style="list-style-type: none"> 厚生年金の当然被保険者を65歳到達から70歳到達まで延長 60歳台後半の在職老齢年金制度創設（昭和12年4月2日生まれから適用） 老齢厚生年金支給繰下げの廃止 農林漁業団体共済組合の厚生年金への統合 国民年金保険料半額免除制度の創設 学生納付特例制度の適用範囲を拡大 事業主経由で第3号被保険者の届出を行う 第3号被保険者期間を有する人の年金請求先を社会保険事務所へ
平15年	4月	<ul style="list-style-type: none"> 老齢基礎年金 満額 797,000円（804,200円×0.991） 賞与を含めた総報酬制の導入 定時決定月を4月、5月、6月に変更

実施時期		内 容
平16年 12年改正	4月	<ul style="list-style-type: none"> ・老齢基礎年金 満額 794,500円 ・財政検証 ・60歳台前半の在職支給停止 総報酬月額相当額で計算 ・共済年金所得制限の改善 ・22万円ライン→28円、37万円ライン→48万円基本月額20%停止の廃止
	10月	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金保険料の引上げ開始 ・標準報酬月額上限の自動改定 ・保険料収入の範囲内で給付を調整する給付自動調整システム（マクロ経済スライド）の導入 ・基礎年金国庫負担の引上げ開始
平17年	4月	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金保険料引上げ開始 ・申請免除等の承認期間の変更 ・30歳未満の人の国民年金保険料納付特例 ・国民年金保険料追納順位の見直し ・育児休業中の保険料免除（1年→3年） ・勤務時間短縮措置による報酬減額の場合の報酬みなし措置 ・育児休業等終了時の標準報酬月額の改定 ・老齢基礎年金支給繰下げ制度の改善 ・60歳以上65歳未満の在職老齢厚生年金一律2割支給停止の廃止 ・老齢厚生年金の定額部分の被保険者期間の上限を引上げ ・未決勾留者の20歳未満障害基礎年金支給停止の廃止 ・特別障害給付金制度施行 ・脱退一時金の計算の見直し ・65歳以上の障害厚生年金（障害基礎年金なし）の最低保障 ・第3号被保険者の届出忘れ救済措置 ・65歳以上70歳未満の人に係る国民年金の任意加入特例制度の拡充 ・任意加入被保険者の喪失要件の見直し ・罰則規定の強化
	10月	<ul style="list-style-type: none"> ・年金請求書（ターンアラウンド）を受給権取得の4カ月前に送付 ・企業年金間で積立金持ち運び可能に ・確定拠出年金について中途での引き出し要件が緩和
平18年	4月	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以降、障害基礎年金と厚生年金との併給が可能に ・障害基礎年金等の保険料納付要件の特例措置の延長
	7月	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金の保険料の減免制度、収入に応じ4段階に ・算定基礎届の対象となる日数が20日から17日に
	8月	<ul style="list-style-type: none"> ・住基ネットの利用により、現況届を省略するサービスを開始
平19年	4月	<ul style="list-style-type: none"> ・70歳以上のサラリーマンに対する老齢厚生年金を収入に応じ減額 ・老齢厚生年金・退職共済年金の繰下げ制度の創設 ・若齢者の妻の遺族厚生年金・遺族共済年金に係る5年の有期年金化 ・遺族厚生年金受給者に対する老齢厚生年金等の優先支給 ・離婚時の厚生年金・共済年金の分割（合意分割） ・支給停止を自ら選択 ・ねんさん特別便
	6月	<ul style="list-style-type: none"> ・年金記録確認第三者委員会設立
平20年	4月	<ul style="list-style-type: none"> ・離婚時の厚生年金・共済年金分割（3号分割） ・ねんさん特別便

第1章

これで **完璧**

被保険者・ 保険料等の知識

I 国民年金の被保険者

1 被保険者にはどんな種類がありますか (国民年金の被保険者)

1. 強制被保険者

(1) 被保険者の種別

次の要件にあてはまれば、法律上自動的に被保険者となります。

① 第1号被保険者(自営業者等)

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の人であって、第2号被保険者及び第3号被保険者のいずれにも該当しないものをいいます。ただし、老齢または退職の年金を受けることができる人、その他日本国籍を有しない人であって医療目的で来日する人等厚生労働省令で定める人^{*1}を除きます。

② 第2号被保険者(サラリーマン等)

厚生年金の被保険者をいいます。ただし、老齢基礎年金の受給権を有する65歳以上の人は、第2号被保険者になりません。(100ページ参照)

③ 第3号被保険者(サラリーマン、公務員の妻等)

第2号被保険者の配偶者(日本国内に住所を有する人又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる人として厚生労働省令で定める人^{*2}に限る。)であって主として第2号被

I 国民年金の被保険者

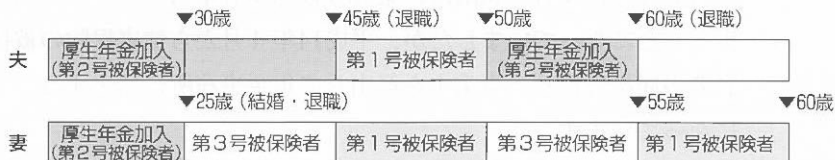
保険者の収入により生計を維持するもの（第2号被保険者である人その他日本国籍を有しない人で医療目的で来日する人等厚生労働省令で定める人^{※3}を除く。「被扶養配偶者」という。）のうち20歳以上60歳未満の人をいいます。（図表1-1参照） なお、配偶者は事実婚を含みます。 〈国年法7〉

※1※3 日本国内において、「医療滞在ビザ」や「観光・保養を目的とするロングステイビザ」で来日した人は、被保険者とされません。

※2 海外において、例外的に、次のように留学や海外赴任同行などは被扶養者、国民年金第3号被保険者として認められます。

海外に居住していても認められる第3号被保険者	確認書類
(1) 外国において留学をする学生	査証、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
(2) 日本からの海外赴任に同行する家族	査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
(3) 海外赴任中の身分関係の変更により新たな同行家族とみなすことができる者（海外赴任中に生まれた被保険者の子ども、海外赴任中に結婚した被保険者の配偶者など）	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
(4) 観光・保養やボランティアなど就労以外の目的で一時的に日本から海外に渡航している人（ワーキングホリデー、青年海外協力隊など）	査証、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
(5) その他日本に生活の基礎があると認められる特別な事情があるとして保険者が判断する人	個別に判断

図表 1-1 第3号被保険者の例



※第3号被保険者から第2号被保険者への切替えは、厚生年金の被保険者資格取得届を提出することにより行われています。

(2) 65歳以上の第2号被保険者について

65歳以上の被保険者は、第2号被保険者になる人とならない人がいます。

① 第2号被保険者となる人

65歳以上70歳未満の当然被保険者のうち、加入期間が老齢基礎年金等の受給資格期間である原則10年（平成29年7月までは25年）に満たない厚生年金の被保険者（受給権を有するまでの期間に限る）

② 第2号被保険者とならない人

65歳以上70歳未満の当然被保険者のうち、老齢基礎年金の受給権を有している人
〈国年法附3〉

(3) 第3号被保険者について

① 第3号被保険者の認定

主として第2号被保険者の収入により生計を維持することの認定は、日本年金機構が行います。

具体的には、年収が130万円未満であることなど、健康保険の被扶養配偶者とはほぼ同様の認定基準が定められています。

健康保険の任意継続被保険者であっても第3号被保険者になる場合があります。
〈国年令4の2他〉

② 第3号被保険者の届出

第3号被保険者の届出は、第3号被保険者本人が市町村に届け出ることになっていましたが、平成14年4月から健康保険の被扶養者の届出に併せ、事業主を経由して年金事務所に届出することになっています。

また、平成26年12月1日から、第3号被保険者が、第2号被保険者の被扶養配偶者でなくなった場合、その旨を事業主を経由して届け出ることになりました。例えば第3号被保険者の収入が

増え、基準とされている額（年収130万円等）以上になったときや、離婚したときなどです。

このケースで第1号被保険者となるときは、別途市町村に届出が必要です。

なお、第2号被保険者である配偶者が退職したり、死亡した場合、65歳に到達したときは届出不要です。

第3号被保険者関係の届出には、以下のア～エのものがあります。

ア. 資格取得・種別変更・種別確認届（第3号被保険者になったとき）

次の（ア）～（ウ）に該当する場合には、資格取得・種別変更・種別確認の届出をすることになります。

- （ア）資格取得届……新たに第3号被保険者になったとき
- （イ）種別変更届……第1号被保険者または第2号被保険者が第3号被保険者になったとき
- （ウ）種別確認届……第3号被保険者の配偶者が転職等で厚生年金の種別間で異動があったとき
（一般厚年⇔公務員厚年）

○具体的には、次のような場合です。

- ・健康保険の被保険者が婚姻し、その配偶者が健康保険の被扶養者になった場合
- ・健康保険の被扶養者になっている配偶者が20歳になった場合
- ・健康保険の被保険者の配偶者が退職等により収入が減少したため、健康保険の被扶養者になった場合
- ・新たに健康保険の被保険者になった人に被扶養者になる配偶者がいる場合

イ. 資格喪失、死亡届（第3号被保険者でなくなったとき）

- ・国外に居住している第3号被保険者が被扶養者でなくなった

とき

- ・死亡したとき

ウ. 氏名変更届(※)

エ. 住所変更届(※)

※マイナンバーと基礎年金番号が結びついている場合は届出を省略できます。

③ 第3号被保険者等の国内居住要件実施における経過措置等 (改正省令)

ア. 現に海外に在住する被扶養者等について

現に海外に居住する第3号被保険者のうち、適用除外に該当する人については、第3号被保険者の資格喪失届(健康保険とセットで被扶養者異動届)を提出します。

イ. 現に国内に居住し、適用除外に当てはまる人

改正省令の施行日(令和2年4月1日)時点で保険医療機関に入院している場合には、被扶養者の資格については、入院期間中は継続することになり、併せて第3号被保険者も同様に継続となります。

現に入院中であることを証する書類(入院申込書、入院診療計画書など)の提出を求め、現に入院中であることや入院期間(予定)を確認し、当該入院が終了した時点で、経過措置対象者でなくなり、第3号被保険者の資格喪失となります。

ウ. 改正省令の施行日(令和2年4月1日)以後

施行日以後は、現在被保険者等となっている人については、資格喪失届等の提出が必要です。

「医療滞在ビザ」等で国内に居住する人については、当該事実を日本年金機構へ届け出る必要があります。

第1号被保険者や第3号被保険者が適用除外に該当するときは、その旨を届書に記載し、日本年金機構に提出しなければな

りません。

国民年金第3号被保険者等が国内居住要件の例外に該当するときや該当しなくなったときは、その旨を届書に記載して日本年金機構に提出します。

④ 第3号被保険者の過去の未届期間の解消（第3号被保険者特例届出）

1. 過去に未届けのある人は、昭和61年4月の創設当時まで遡って届出ができます。 〈16改附21①〉
手続きは、「国民年金第3号被保険者該当申立書」に、住民票謄本、所得証明書等を添付します。
2. 平成17年4月以降の第3号被保険者期間については、やむを得ない理由がある未届けの場合のみ届出ができます。 〈国年法附7の3②〉

⑤ 第3号被保険者届出の効果

1. 過去の未届けについて届出が行われたときは、届出が行われた日以後、その届出に係る期間は保険料納付済期間に算入されます。 〈国年法附7の3③、16改附21②〉
2. 老齢基礎年金の受給権者も届出ができます。この場合、届出があった日の翌月から年金額が改定されます。 〈国年法附7の3④、16改附21③〉
3. 65歳以上の人で、10年（平成29年7月までは25年）の受給資格期間を満たしていない人が届出を行い、老齢基礎年金の受給資格を満たしたときは、その人に対して老齢基礎年金が支給されます。 〈国年法附7の3⑤、60改附18①、16改附21④〉
4. 任意加入被保険者が、届出を行い、その期間を含めた月数が480に達したときは、任意加入被保険者の資格を喪失します。 〈16改附22〉

●第3号被保険者となる年収要件の推移

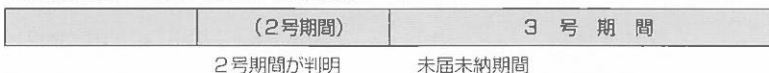
- ・昭和61年4月より90万円（150万円）未満
 - ・昭和62年5月より100万円（150万円）未満
 - ・平成元年5月より110万円（160万円）未満
 - ・平成4年1月より120万円（160万円）未満
 - ・平成4年4月より120万円（170万円）未満
 - ・平成5年4月より130万円（180万円）未満
- ※（ ）内は一定の障害者等の場合

(4) 年金確保支援法による第3号被保険者の認定

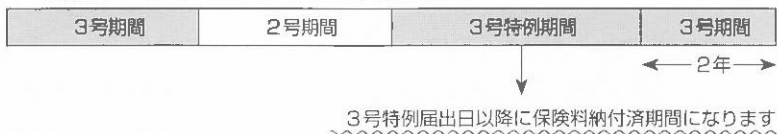
第3号被保険者期間に重複する第3号被保険者以外の期間が判明し、年金記録が訂正された場合に、それに引き続く第3号被保険者期間を未届期間とする取扱いを改め、保険料納付済期間として取り扱われます。（平成23年8月10日施行）

<例>

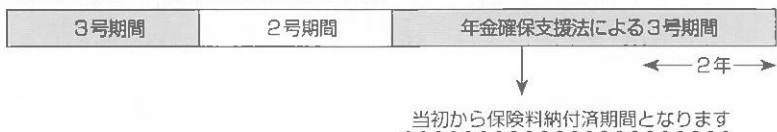
<記録訂正前> 元々管理されていた記録



<記録訂正後> 3号特例届として処理された場合



<記録訂正後> 年金確保支援法による取扱い



届出が2年以上遅延した場合、以前は3号特例届を提出して、届出日以降、3号納付済期間として認定していました。年金確保支援法では、3号該当届（年金確保支援法用）を提出することにより、当初から3号納付済期間となります。

(5) 第3号被保険者不整合期間の対応

会社員や公務員などの第2号被保険者（例えば、夫）に扶養されている配偶者（例えば、妻で、20歳上60歳未満の者）は、国民年金の第3号被保険者となり、自ら保険料を納付する必要がありません。

しかし、その後、夫の退職などで、妻が第3号被保険者の資格を有さなくなれば、国民年金保険料の納付が必要な第1号被保険者となりその届出は本人が行うように義務付けられていました。

ところが、その届出が行われなかったため、第3号被保険者のままの年金記録を有する妻が相当数あることが判明し、これを「3号不整合記録問題」といわれ、その期間を第3号被保険者不整合期間といわれています。

この不整合期間をなくすことと、今までの不整合期間に対しての対応は、次のようになっています。

① 第3号被保険者に該当しなくなったことの届出

第3号被保険者であった人は、第2号被保険者の被扶養配偶者でなくなったときは、配偶者の事業主、健康保険組合、共済組合等を経由して、被扶養配偶者非該当届を年金機構（年金事務所）に提出しなければなりません。ただし、協会けんぽの異動は、年金機構で把握できるため、3号非該当届の提出があったものとみなして非該当届の提出を要しません。

ア. 届出が必要な場合

第3号被保険者の収入の増加や夫と離婚した場合で第3号被保険者でなくなったときに、届出が必要となります。

夫が退職した場合、死亡した場合、65歳に達した場合は年金機構で把握できるため、届出は不要です。

イ. 被扶養配偶者非該当届の提出

被扶養配偶者非該当届を年金事務所に提出します。氏名、生年月日、住所、被扶養配偶者でなくなった年月日とその理由を記載します。

ウ. 種別変更届

第3号被保険者でなくなり、第1号被保険者への種別の変更届は、市区町村への届出が必要となりますが、年金機構では3号非該当になっていることが把握できるため、その後市区町村への届出がなされないと、届出勧奨が行われ、その後届出がないときは職権で種別の変更が行われます。

② 共済組合や健康保険組合からの情報提供

将来の不整合記録の発生防止のため、組合員または被保険者の氏名及び住所等、必要な資料を求めることができることとされます。

③ 第3号被保険者としての被保険者期間の特例（特定期間の届出）

平成25年6月までの第3号被保険者期間（第3号特例届による届出期間を除く）のうち、第1号被保険者期間として記録の訂正がなされた期間（不整合期間）を有する人は、当該訂正がなされたときにおいて、保険料を徴収する権利が時効により消滅している期間（時効消滅不整合期間）について厚生労働大臣に届出を行うことができました（平成25年7月1日実施）。

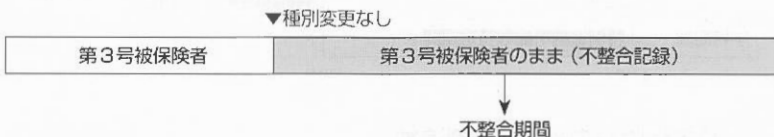
この場合、届出の日以後、当該届出に係る時効消滅不整合期間（特定期間）は、老齢基礎年金の受給資格期間に算入できる期間（学生納付特例と同等の期間）とみなされました（図表1-2）。

なお、海外在住期間等任意加入対象期間は、時効消滅不整合期間とはなりません。

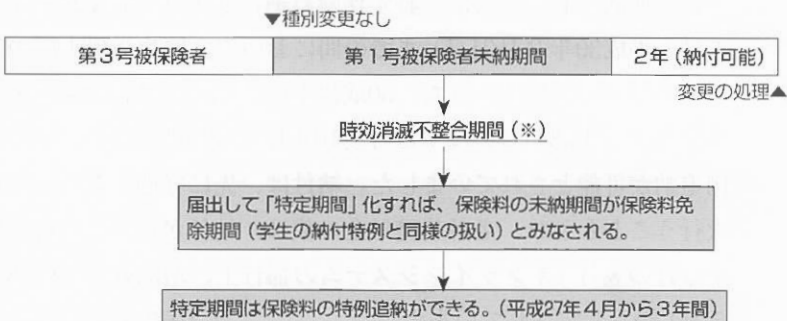
〈国年法附9の4の2〉

図表 1-2 時効消滅不整合期間の特定期間化

<記録訂正前>

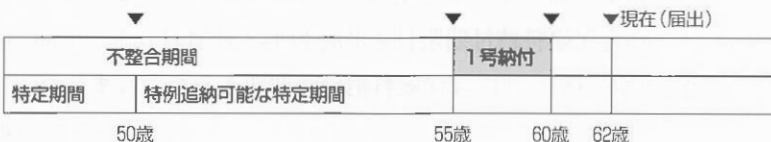


<記録訂正後>



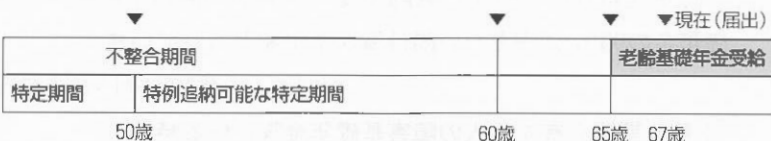
（※）「時効消滅不整合期間」とは、不整合記録の訂正がなされたときに保険料を徴収する権利が既に時効によって消滅している期間をいいます。

●届出をして特定期間



●特例追納納付期限（平成30年3月）までは保険料納付済期間

特例追納納付期限の翌月以降、老齢基礎年金の引下げが行われる。



●60歳未到達者の特定期間

▼		▼		▼現在(届出)	
不整合期間		不整合期間		← 1号納付	
学特期間	特例追納可能な特定期間				
47歳		55歳		57歳	

④ 特定保険料の納付(特例追納)

特定期間を有する人は、特定保険料納付期限日(平成27年4月1日～平成30年3月31日)までの間において、厚生労働大臣の承認を受け、特定期間のうち、50歳以上60歳未満の期間(60歳未満の場合は、承認の日の属する月前10年以内の期間)について、特例追納が可能とされていました。納付は、先に経過した月から順次行うこととされ、老齢基礎年金の額は、納付が行われた日の属する月の翌月(オンラインシステムの都合上、増加分は平成28年5月)から改定されています。 (国年法9の4の3)

⑤ 特定受給者の老齢基礎年金等の特例

時効消滅不整合期間となった期間が第3号被保険者期間であるものとして老齢基礎年金を受給している人(特定受給者)については、特定保険料納付期限日(平成30年3月31日)までの間、当該時効消滅不整合期間は保険料納付済期間とみなされました。

(国年法9の4の4)

⑥ 特定保険料納付期限日の属する月の翌月(平成30年4月)以後の老齢基礎年金の額の改定

特定受給者に支給する老齢基礎年金の額が減額下限額(老齢基礎年金の90%)に満たない際は減額下限額とされています。

(国年法附9の4の5)

⑦ 不整合期間を有する人の障害基礎年金等に係る特例

障害基礎年金または遺族基礎年金等を受給している人については、当該不整合期間は保険料納付済期間とみなされます。

著者略歴

佐竹 康男 (さたけ やすお)

昭和28年 大阪市生まれ、京都市左京区在住

昭和61年 社会保険労務士開業、特定社会保険労務士

裁判所民事調停委員、家事調停委員、司法委員、参与員、元年金記録確認京都地方第三者委員会委員、日本年金学会会員

納税協会、商工会、金融機関等において、労務・年金セミナーの講師を務める。

著書として「社会保険手続 誤りやすい事例100」(清文社)、「社会保険・労働保険事務百科」(清文社)、「労務管理のポイント」(清文社)、「改正年金法であなたの年金はこう変わる」(清文社)、「税務・労務ハンドブック」(共著 清文社)など。「月刊ビジネスガイド」(日本法令)に「BG年金講座」を連載。

URL <https://www.plaza-21.co.jp>

井村 丈夫 (いむら たけお)

昭和23年 愛媛県生まれ、京都市伏見区在住

昭和63年 社会保険労務士開業、特定社会保険労務士

元年金記録確認京都地方第三者委員会委員、日本年金学会会員

服部年金企画講師、龍谷大学、証券会社、金融機関等、多くの公的・私的機関で年金セミナーの講師を務める。

著書として「知って安心年金すごろく」(京都新聞出版センター)。

「月刊ビジネスガイド」(日本法令)に「年金相談Q&A」を連載。

「すかいくらぶ きょうと」(京都新聞出版センター)に連載。

「月刊ビジネスガイド」(日本法令)に「BG年金講座」を連載。

NHK「あなたのメロディー」に作詞作曲で出演2回。

URL <https://www.imura-sr.com>